

令和3年度 健康保険組合連合会 事業計画【概要】

【事業計画の基本方針】

会員組合は、高齢者医療への重い拠出金負担、高齢化や医療の高度化による医療費の増加などにより、極めて厳しい財政状況にある。さらに、2022年からは団塊の世代が後期高齢者に入り始め、拠出金負担が急増する「2022年危機」によってさらなる負担増となる。

加えて、新型コロナウイルス感染拡大に伴う保険料収入の減等の影響により、令和3(2021)年度には実質保険料率が10.2%と協会けんぽの料率(10%)を超える恐れもあり、「2022年危機」より前に、会員組合の財政がひっ迫し、保険料率の大幅な引き上げを招くことが見込まれる。

こうした状況を踏まえ、令和3年度の実業計画は、「2022年危機」に向けた改革の実現と、コロナ禍の影響を含めた健保組合への財政支援の獲得を事業の柱に据え、さらに、皆保険を中核として支える健保組合の存在価値をさらに高めるために、会員組合の保険者機能の強化・充実に向けたサポート事業の展開を図る。

また、医療保険制度の持続安定性に資する中長期的な健保組合のあり方について構想するため、健保組合を取り巻く諸課題を調査・分析し、保険者機能の推進、持続可能性の確保等の観点からの必要な対策を検討する。

なお、会員組合へのサポート事業については、コロナ禍による事業運営への影響を現時点では予測することが難しく、ウェブ研修やリモート会議、テレワーク等、できる限りの要素は勘案するものの、事業全体の概要は前年度の実業内容に準じることとする。

また、高額医療費の増加に伴う交付金交付事業に関する検討、新型コロナウイルスなどの感染症拡大や自然災害に対応して、会員組合へのサービスを維持するための健保連のBCP(事業継続計画)の策定に取り組む。

【最重点事業項目】

事業項目	事業内容
1. 制度改革における健保組合・健保連の主張実現に向けた活動の継続	(1) 「2022年危機」に向けた改革の実現、新型コロナ影響を含めた財政支援の獲得に向けた効果的な要請活動の展開 (2) 令和4年度診療報酬改定に向けた対応 (3) 保険給付範囲の見直し等、重点的医療費適正化策の実現に向けた対応 (4) 支払基金の抜本改革へ向けた対応
2. 優れた保険者機能を発揮できる健保組合方式の維持・発展に向けた支援策の推進	(1) 特定健診・特定保健指導の実施率向上への支援および第4期制度見直しへの対応 (2) 健保組合の「レセプト管理・分析システム」を共通基盤とした、データヘルス計画およびコラボヘルスのための健診・医療費分析の支援 (3) 健保組合の保険者機能充実・強化に向けた役職員のスキルアップを目的とする事業の実施 (4) 「組合運営サポート事業」の実施 (5) 健康保険組合のあり方についての検討 (6) 政策活動等に資する調査の実施
3. 事業の検討・見直し	(1) 交付金交付事業の令和4年度以降に関する検討 (2) 健保連のBCP(事業継続計画)の策定

【主な継続的事業項目等】

事業項目	事業内容	担当部
1. 医療費適正化対策の推進	(1) レセプト点検事業の支援 (2) オンライン再審査等請求の推進等 (3) 療養費の適正化対策の推進 (4) ジェネリック医薬品の使用促進 (5) 支払基金における審査業務の充実・強化、コスト削減および手数料協議	政策部 組合サポート部
2. 効率的な医療提供体制の構築に向けた活動の強化	(1) 「医療提供体制の諸課題に関する健保連の考え方」に沿った活動の継続・強化 (2) 介護給付費分科会における意見表明	政策部
3. 保健事業関連施策の推進	(1) データヘルス・共同保健事業の推進に向けた健保組合・都道府県連合会への支援 (2) 健康づくり関連施策の共同・連携実施 (3) 保健師等専門職・健保組合役職員に対する研修会の開催および関連教材の提供	組合サポート部
4. 健保組合・健保連に関する情報の発信	(1) リーフレットなどの作成・提供 (2) 機関紙誌の発行 (3) マスコミなどへの対応	政策部 組合サポート部
5. 調査研究事業、各種刊行物の発行等および基本統計調査の実施	(1) 医療制度改革等に対応した調査研究事業の実施 (2) 健保組合に関する基本統計調査の実施	政策部
6. 交付金交付事業と円滑な組合事業運営の支援	(1) 交付金交付事業のあり方の検討 (2) 交付金交付事業の的確な運用 (3) 円滑な組合事業運営に向けた支援 (各種研修会の実施、相談対応等)	組合サポート部
7. ICT化に関する対応	(1) 健保組合における電子申請受理業務へのサポート (2) オンライン資格確認等システムの運用及び同システムの基盤を活用した国のICT施策への対応	政策部 関係部署
8. 組織強化の推進と効率的な事業運営	(1) 健康保険組合全国大会の開催 (2) 本部既存事業の見直しと事業運営の効率化 (3) 健保連本部・支部の連携による組織活動の強化 (4) 都道府県連合会助成金等による支部への支援強化 (5) 情報セキュリティ管理体制の円滑な運営 (6) クラウドサービス等を活用した健保連ネットワーク構築 (7) 本部職員の資質向上と人材の育成 (8) 監事による監査の指摘事項への確実な対応 (9) 健保連本部施設に関する対応 (10) その他	総務部

【最重点事業項目】**1. 制度改革における健保組合・健保連の主張実現に向けた活動の継続**

(1) 「2022年危機」に向けた改革の実現、新型コロナ影響を含めた財政支援の獲得に向けた効果的な要請活動の展開

①制度改革に向けた今後の事業・活動の方向性

政府の「全世代型社会保障検討会議」の最終報告や社会保障審議会医療保険部会の議論の整理を踏まえ、2021年の通常国会への医療保険制度改革法案の提出が見込まれる。改革ができるだけ早期に具体化するよう、主張・要請活動を行うとともに、実務上の課題を把握・確認し必要な措置を求めていく。

「全世代型社会保障検討会議」の最終報告においては、全世代で社会保障を支えるなかで、現役世代の負担増軽減の必要性が示されたことは評価するが、2割負担の対象範囲については十分とは言えず、これからも現役世代の更なる負担増軽減及び国民皆保険制度の持続可能性の観点から、次なる改革に向けた取り組みを国に求めるとともに、国民の理解を求める広報活動を展開するなど、継続的に活動を展開する。

具体的には、現役並み所得者への公費負担5割への取組み、不合理な調整方法となっている前期高齢者財政調整制度の見直し、拠出金上限の設定など制度のあり方などについて、保険給付の適正化の取組みと併せて取り組んでいく。

また、高齢者医療費の増加等により、健保組合の拠出金負担は既に限界に達しているが、新型コロナウイルス感染拡大による保険料収入減少の影響でさらに負担感が増している。2021年度政府予算案は、高齢者医療の拠出金負担軽減のための財政支援策として約820億円（高齢者医療運営円滑化等補助金約720億円、特別負担調整100億円）が措置されているものの、2022年度予算に向けては高齢者医療運営円滑化等補助金のあり方を見直すことが見込まれており、厳しい環境の中ではあるが、適用拡大への対応も含め引き続き財政支援の確保・拡充を強く求めていく。

中長期的には、給付と負担のさらなる見直しや就労状況の変化に対応した改革、財源確保策として各種税制の見直しの検討なども求めていく。

このほか、改革内容の周知、協会けんぽや国民健康保険をはじめ医療保険制度全体に関する情報収集と分析等、健保組合への必要な情報提供を行う。国民健康保険については、都道府県ごとの国保運営協議会に参画する被用者保険代表委員の支援等を行う。

②効果的な要請活動の展開

2021年度は、前述の制度改革の実現に加え、コロナ禍の影響による保険料の減収などで財政がひっ迫した健保組合の財政支援の獲得を目指す非常に重要な年度となる。

そのため、健保連本部と都道府県連合会の連携をさらに深め、より効果的な要請活動を展開する。特に国会に対しては、予想される医療保険制度改革法案の審議への対応をはじめ、健保組合・健保連の要求実現に向けて各政党との間で築いてきた協議の場（議連や政策

懇談会等)を活用し、引き続き、波動的・重点的な要請行動を積極的かつ的確に行うとともに、健保組合に対する必要な支援を得るためのアピールの展開方法等について検討、実施する。

(2) 令和4年度診療報酬改定に向けた対応

① 中医協等における意見表明

直近の経済情勢や国民医療費の状況、さらにはコロナ禍で厳しさを増している医療保険財政等を勘案しつつ、限られた医療保険財源を効率的・効果的に分配する診療報酬改定の実現に向け、支払側関係団体との緊密な連携の下で活動を展開する。薬価等改定分については診療報酬本体に充当することなく国民負担の軽減につながるよう確実に還元すべきとの主張を継続する。

また、2022年から団塊の世代が後期高齢者に到達し始めるなか、中長期的な医療費の動向を考慮し、効率的・効果的な医療提供の実現につなげる改定とするとの基本的な考え方にに基づき、診療報酬本体について適切な改定率とすることを求める。なお、改定内容については、団塊の世代がすべて後期高齢者となる2025年以降の超高齢化社会を見据え、医療機能の分化・強化、連携のさらなる推進と地域包括ケアシステムの構築を中心に、医療の適正化・効率化の観点から主張を展開する。具体的な主張については、入院医療における患者の状態像に合った適正な評価のあり方やかかりつけ医機能の推進など外来機能分化のさらなる推進、新型コロナの収束後を見据えたオンライン診療の活用のあり方、改正薬機法に基づく薬局の新たな機能類型を見据え、対物業務から対人業務へのさらなる転換を促す調剤報酬体系への再編、後発医薬品の使用促進を含めた薬価制度改革の推進について意見を表明する。

さらには、紹介状なし大病院受診時定額負担(選定療養)の徴収対象病院の拡大、ならびに負担額の増額については、社会保障審議会・医療保険部会の検討結果を受け、中医協において選定療養に関する具体的な負担額や要件について審議することとされており、「外来機能の明確化」と「増額分の公的医療保険の負担軽減」につながる要件とすべく、主張を展開する。

② レセプト分析に関する調査研究Vに基づく政策の提言

中医協等の関係審議会における議論に対応するため、令和2年度から実施している「レセプト分析に関する調査研究V」を継続する。本調査研究は、レセプト保有件数上位の健保組合から提供いただいた研究用レセプトデータを活用して調査分析を行い、その結果を基に健保連としての政策提言を提示するもので、テーマは以下の5つ。具体的には有識者アドバイザーの助言をいただきながら調査分析を進め、令和3年7月頃の結果公表を目指すとともに、厚生労働省等に対し、関係審議会における検討で本提言を取り上げていただくよう要望していくこととする。公表の時期については、直近の社会経済情勢も考慮しながら検討し、柔軟に対応する。なお、レセプトデータの提供に協力いただいた健保組合に対し

では、各健保組合の事業運営の参考となりそうなテーマを選別したうえで個別に分析結果をフィードバックする。

【レセプト分析に関する調査研究Ⅴのテーマ】

- (1) 新型コロナウイルス感染症の教訓を生かした医療
 - (1) -1 受療行動の変容を検証
 - (1) -2 感染リスク低減を踏まえた効率的医療の実現
 - (1) -3 かかりつけ医機能推進のため再診時評価を再構築
- (2) 財政・患者の負担や医療技術の動向を踏まえた給付
 - (2) -1 経済性も考慮した医薬品の選択を推進
 - (2) -2 必要性の低い検査、処置、手術、医薬品、材料を適正化
- (3) 保険給付範囲の見直し等、重点的医療費適正化策の実現に向けた対応

健保連は「今、必要な医療保険の重点施策－2022年危機に向けた健保連の提案－」を取りまとめ、令和元年9月に公表し、「高齢者医療費の負担構造改革」「保険給付の適正化（医療費を大切に使う。その結果として、医療費の伸びの抑制）」「支える側」を増やす（保健事業等の取り組みを通じて健康な高齢者を増やす）」を喫緊の課題として掲げ、それぞれの課題について具体的な提案を行った。

このうち「保険給付の適正化」では、「保険給付範囲の見直し（市販品類似薬の保険除外、償還率見直し等）」を最重点項目の1つに位置づけ、そのうえで、「薬剤処方適正化（生活習慣病治療薬の適正な処方のためのフォーミュラリの導入等）」「適切な受診行動の促進（普及啓発活動等）」について提言した。なお、「保険給付範囲の見直し」と「薬剤処方適正化」の提言は、令和元年8月に公表した「政策立案に資するレセプト分析に関する調査研究Ⅳ」の結果に基づいているが、政府の改革工程表に関係する項目であることも踏まえ、中医協はじめ関係審議会での主張等を継続して展開する。また、医療資源の効率的な利用の観点から重要な「適切な受診行動の促進」に関しては、国や他保険者との連携も視野に入れた普及啓発活動を行う。

なお、保険給付範囲の見直しや経済性も考慮した医薬品の選択（フォーミュラリの導入等）に向けた具体的な主張については、「レセプト分析に関する調査研究Ⅴ」の結果に基づいて展開する。

(4) 支払基金の抜本改革へ向けた対応

支払基金改革については、医療費適正化の推進のため重要な改革であることから、2017年7月に公表された「支払基金業務効率化・高度化計画」および2019年5月15日に成立した改正支払基金法等に基づいた確実な実施を求める。特に2020年3月に公表された「審査事務集約化計画工程表」に沿い、健保組合の負担軽減に向け、抜本的な組織・業務体制の合理化・効率化、審査の強化・充実を進め、改革の効果を最大限示すよう働きかける。

2021年度に関しては、9月に審査支払新システムが稼働開始し、審査結果の支部間格差

の是正・審査基準の統一に向け具体的に動き出すため、保険者として適正に進むよう協議していく。また、新たな手数料の階層化に向けて早急に協議を進める。協議にあたっては協会けんぽと連携を図ることとする。

2. 優れた保険者機能を発揮できる健保組合方式の維持・発展に向けた支援策の推進

(1) 特定健診・特定保健指導の実施率向上への支援および第4期制度見直しへの対応

特定健診・特定保健指導の実施率向上への支援として、健保組合が加入者の働き方など個々の実情に見合った指導内容とすることができる「特定保健指導モデル実施（積極的支援の弾力措置）」を都道府県連合会と協働し、横展開を図る。あわせて、特定健診・特定保健指導をはじめとした生活習慣改善の重要性を訴える広報媒体等の活用により、組合の実施率向上を支援する。なお、これらの取り組みとその事業実施にあたっては、共同設置保健師等専門職を積極的に活用する。

また、第4期見直しに向けて厚生労働省等関係機関と連携し、安衛法健診との検査項目等の差異をはじめとする制度上の課題解決を図るとともに、保健指導対象者への柔軟な保健指導の導入を目指し、モデル実施のエビデンスを取りまとめ検討を進める。

そのほか、集合契約（A）および（B）の円滑な事業運営と健保組合における一層の活用に向け、契約機関・団体との協調態勢を強化するとともに保険者協議会の代表保険者である健保組合・都道府県連合会に対して、引き続き契約業務等の支援を行う。

(2) 健保組合の「レセプト管理・分析システム」を共通基盤とした、データヘルス計画およびコラボヘルスのための健診・医療費分析の支援

データヘルス計画およびコラボヘルスの円滑な実施・展開に向けて、多種・多様な健康・医療情報の中から、加入者および事業所の「健康課題」を効率的・効果的に抽出するために、「健康課題をみつけるための疾病・健康リスク別分析マニュアル」の活用促進のほか、「事業所の健康課題分析マニュアル」（仮称）等の提供・公開を行い、健保組合の「レセプト管理・分析システム」を活用した健診・医療費分析の簡素化・標準化を図る。

特に、効率的・効果的な「健康課題」の抽出には、他の健保組合との比較が欠かせないことから、各健保組合が形態・業態・規模等から他の健保組合と疾病・健康リスクを比較して分析が行えるよう、引き続き、健保連「医療費分析全体集計データベース」において、健保組合ごとの医療費および特定健診データを収集し、比較分析に必要な「医療費全体集計結果データ」（月次・年次）および「特定健診全体集計結果データ」（年次）を提供する。

また、あわせて、同データベースを活用し、健保組合の健診・医療費分析に資するよう、医療費上位疾病の動向や後発医薬品使用状況のほか、以下の調査を実施し、調査結果をイントラネットに順次掲載するとともに、健保組合加入者の健康・医療に関する動向を広く周知するため、ホームページにおいても公表していくこととする。

【医療費・特定健診データの活用による調査】

- ① 生活習慣病医療費の動向に関する調査
 - ② 特定健診・特定保健指導の実施状況に関する調査
 - ③ 健診検査値からみた加入者の健康状態に関する調査
 - ④ 歯科医療費の動向に関する調査
 - ⑤ 特定健診の問診回答に関する調査
 - ⑥ 新生物（腫瘍）の動向に関する調査
 - ⑦ 業態別にみた被保険者の健康状態に関する調査
 - ⑧ 健保組合医療費の動向に関する調査
 - ⑨ 都道府県別データ集（特定健診・後発医薬品編）
 - ⑩ 都道府県別データ集（医療計画関連5疾患編）
 - ⑪ 季節性疾患の動向に関する調査
 - ⑫ 調剤医療費と後発医薬品の使用に関する調査
 - ⑬ メンタル系疾患の動向に関する調査
- (3) 健保組合の保険者機能充実・強化に向けた役職員のスキルアップを目的とする事業の実施

これまで以上に、健保組合の保険者機能の強化・発揮が求められていることから、各種研修会・説明会の開催や関連教材の提供を充実させる。

新任の常務理事・事務長および中堅職員・新任職員といった職制・経験年数に応じた研修会を実施し、健保組合役職員全体へのスキルアップを図る。

また、保健師等専門職を対象としたデータヘルスや特定健診・特定保健指導など実務上のスキルアップ向上を見据えた研修会の実施や関連教材を提供するとともに、レセプト点検、柔整・あはきを含む療養費関連業務について、基礎的知識の習得を目的とした研修により円滑な業務遂行への支援を図る。

なお、研修会等の開催にあたっては、オンラインでの参加方式を加え、より一層の積極的な参加を促す。

(4) 「組合運営サポート事業」の実施

健保組合・健保連が主張する高齢者医療費の負担構造改革の実現までの間、将来展望が見通せず、解散に踏み切る組合が増加することが懸念される。その対応として従来の交付金交付事業に加え、財政が苦しい中で保険者機能を発揮できない等の組合に対して、情報提供や相談対応、事業支援等の運営サポートを行い、保険者機能・運営基盤の強化を図ることを目的とする『組合運営サポート事業』を平成30年度から実施している。

同事業は、▽保険料率(一般+調整)が95%以上▽法定給付費等所要保険料率が90%超、▽保有資産が300%相当額未満——の全てに該当する組合を対象とし、30年度から一定期間、継続的にサポートを行うこととしている。

令和元年度は、「組合運営サポート事業・実施方針」に基づくサポートメニューについて、

保険者機能・運営基盤の強化を図る観点から、▽特定保健指導の実施率向上対策、▽被扶養者向け特定健診の受診率向上対策▽ICT を活用した情報提供事業の実施——の3つのテーマを柱として、初年度となる令和元年度は11のサポートメニューについて、各委託事業者等を活用して実施した。

令和2年度については、既存の11のサポートメニューを継続・拡充しつつ、追加メニューとして「前期高齢者対策（生活習慣病等の重症化予防）」を設定し、組合運営サポート事業の充実・強化している。

令和3年度については、第1期の最終年度として、既存のサポートメニューを継続・拡充して実施する。また、前期高齢者対策（生活習慣病等の重症化予防）については、対象年齢（55歳～64歳→50歳～64歳）を拡大し、重症化予防を強化する。

上記にあわせ、中長期的な保健事業の基盤強化を見据え、対象組合からの相談体制を継続させるとともに、データ分析・コラボヘルス・特定保健指導といった実務的な課題解決への支援を継続実施する。

(5) 健康保険組合のあり方についての検討

中長期的な健保険組のあり方を構想していくための取り組みとして、現在の健保険組の諸課題について調査するとともに、保険者機能の推進、持続可能性の確保等の観点から必要な対策を検討する。

(6) 政策活動等に資する調査の実施

政府予算や規制改革等に関する要望事項の取りまとめ、健保険組に対する各種の情報提供など、各部門の連携・調整を要する業務に対応する。また、状況に応じて、各種の調査を行い、その結果を政策活動等に活用する。

3. 事業の検討・見直し

(1) 交付金交付事業の令和4年度以降に関する検討

高額医療交付金事業では、近年、医療費の高額化により申請件数・申請額が増加する一方、拠出金収入の伸びが鈍化し、400万円以下の交付率が低下傾向にあるため、平成28年度から特例の事業配分（高額医療交付金1.0%→1.1%、組合財政支援交付金0.3%→0.2%）を実施するとともに、平成30年度から令和3年度まで、組合財政支援交付金の積立金を活用した交付率低下への対応を実施することとしている。

積立金の活用による交付率低下への対応終了後の令和4年度以降については、令和2年度の実績等を踏まえ、交付基準等のあり方を含めた対応を検討する。

(2) 健保連のBCP（事業継続計画）の策定

今般のコロナ禍を踏まえ、今後の自然災害や感染症拡大を想定し、非常時においても可能な限り会員組合サービスを維持するため、健保連本部の事業継続計画（BCP）の策定に取り組む。あわせて都道府県連合会と連携した対応についても検討する。

【主な継続的事業項目等】

1. 医療費適正化対策の推進

(1) レセプト点検事業の支援

本部および都道府県連合会へのレセプト専任・登録指導員の設置を通じて、健保組合におけるレセプト点検業務を支援する。同指導員等から提供される疑義レセプトを活用し、再審査（容認・原審を含む）情報をイントラネットで提供することにより、健保組合のレセプト点検の充実・強化と効率化を図る。さらに、レセプト専任・登録指導員からの提供事例による情報交換会を実施し、指導員のスキルアップを目指す。

レセプト点検事務研修会は本部主催で開催するとともに、都道府県連合会等が実施するレセプト点検研修会等の取り組みを支援する。

(2) オンライン再審査等請求の推進等

昨年度に引き続き、オンラインによる再審査等請求の推進に向けた取り組み、紙レセプト削減に向けた活動、健保組合のニーズを踏まえた効率的・効果的なレセプト点検のあり方の検討を継続・強化する。

(3) 療養費の適正化対策の推進

社会保障審議会・医療保険部会に設置されている柔整・あはき・治療用装具の各療養費検討専門委員会において、療養費制度のあり方の見直し、不正請求防止対策、行政による指導監査の強化などに関して意見を表明する。

柔道整復療養費については、問題のある患者に対し保険者において受領委任払いではなく、償還払いしか認めない権限を与えること、領収明細書の交付の義務化、違法広告のガイドラインに基づく罰則強化等の不正対策の実行を求めるとともに、保険者判断による患者照会の拡大、復委任の取り扱いの明確化等を検討専門委員会で議題とするよう要請していく。あわせて、電子請求の実現に向けて保険者間での協議を進めるとともに、健保組合が委託している点検事業者で行われている点検のあり方についても検討する。

なお、受領委任払いに限定した現行の支払い方法について、受領委任制度への参加を取り止め、法に基づき償還払いへ移行する手続きについて厚生労働省と協議を行なっていく。

あはき療養費については、新たに受領委任制度に導入された問題のある患者を償還払いに戻せる仕組み（2021年7月施行）について過度な受療を抑制するための審査への活用方法等の周知、次回料金改定において行われるあん摩・マッサージ施術への訪問施術制度の導入に向けた議論、不正防止対策、行政による指導監督等が実効性あるものとなるよう要請・活動を続けていく。あわせて、健保組合の審査の強化に資するための必要な情報提供や制度研修等の支援事業を進める。

また治療用装具療養費については、既製品装具の支給基準と価格の明確化についてリスト化ワーキングで検討を行い、早期に検討専門委員会に諮っていくとともに周知のためのリーフレットを作成し、適正化に努めていく。治療用装具採型法および治療用装具採寸法

については実態に合わせた適正な取り扱いを求め、厚生労働省および関係機関等へ働きかけを行っていく。装具の積算を水増しする不正事例が散見されることから、日本義肢協会へ請求内容の照合依頼を行い、健保組合の審査に資する適正化活動を強化する。

なお、活動にあたっては、健保組合からの事例収集や、適切な受療行動の促進を図るとともに、協会けんぽ、国保連・国保中央会等との連携を強化していく。

(4) ジェネリック医薬品の使用促進

薬剤費の適正化を推進するため、引き続きジェネリック医薬品の使用促進活動(特に被扶養者の使用率向上)を展開する。健保組合の各種対応を支援すべく、適宜情報提供等を行うとともに、リーフレットやお願いシールの提供等を実施する。

(5) 支払基金における審査業務の充実・強化、コスト削減および手数料協議

①本会代表の支払基金本部理事および監事を支援するとともに、支払基金の運営状況を把握する。また、支払基金支部幹事会が廃止され、協議会に組織改編されることから、各地域の状況や意見を踏まえ、協議会の運営のあり方を支払基金と協議し、健保組合の活動に資する場としたうえで、各地域の健保組合代表等に対し、本部からの情報提供や各協議会における活動状況の情報共有を行う。また今後、支払基金改革による組織の集約化の進捗により、支払基金支部の廃止に伴う審査事務センター(全国14か所設置予定)および審査委員会事務局(審査委員会は従来通り47都道府県に設置)における業務の役割分担の明確化や業務効率化を求める。

②2022年度における審査支払事務手数料契約交渉については、新型コロナウイルス感染拡大によるレセプト件数等への影響を踏まえ、支払基金改革の進捗状況・効果、審査支払に係る新システムの開発完了・稼働状況等に関する詳細な検証を行ったうえで、2022年度に予定している手数料の階層化等の新たな手数料体系を構築し、改革に向けた自助努力による徹底した経費削減と保険者負担の軽減を求める。あわせて、決算・予算の期ずれ解消対応による資金や中長期財政フレームへの対応をまとめる。

2. 効率的な医療提供体制の構築に向けた活動の強化

(1) 「医療提供体制の諸課題に関する健保連の考え方」に沿った活動の継続・強化

社会保障審議会・医療部会等において、効率的で効果的な医療提供体制を構築するため、平成28年10月に公表した「医療提供体制の諸課題に関する健保連の考え方」に基づき、「地域医療構想の実現を通じた病床の機能分化、連携の推進」「外来医療の機能分化、連携の推進」「在宅医療・介護体制の整備」「医療・介護人材の確保」「地域医療介護総合確保基金の活用」等を継続して求めていく。

新型コロナの影響を踏まえた医療提供体制の見直しについては、少子高齢化という傾向が不変な中で、入院医療における地域医療構想やかかりつけ医機能の強化・普及など外来医療の機能分化・連携の推進に向けた取り組みは着実に進めるべきとの基本スタンスのも

と、関係審議会・検討会での主張を展開していく。

また、かかりつけ医機能を含めた外来医療全体の議論を国・地域で行うだけでなく、紹介状が必要な医療機関を患者・国民に可視化する観点から、地域で「医療資源を重点的に活用する外来（仮称）」を基幹的に担う医療機関を明確化するための新たな報告制度の創設に向け、同外来の基準策定に向けた検討が関係審議会で行われていくが、患者・国民にもわかりやすく、かつ外来機能の分化につながる基準となるよう意見表明を行うこととする。

さらに医療提供体制をめぐる直近の動向に応じ、地域医療構想の推進や外来医療機能の分化・連携に向けた地域の検討に参画している地域医療構想調整会議等の健保組合委員を対象とした研修会を開催し、国の関係審議会における直近の検討状況を踏まえた参考情報や今後の協議に向けた発言の視点を提供する。なお、同研修会については、新型コロナの収束が未だ見通せない状況に鑑み、動画配信により実施する。なお、配信時期に関しては、医療提供体制の見直しに向けた関係審議会・検討会の審議状況を注視しながら、地域医療構想調整会議等の健保組合委員に必要な情報を提供すべきタイミングを見定めたいうで判断する。同委員に対し参考となる情報の提供等について継続実施する。

(2) 介護給付費分科会における意見表明

介護給付費は医療費の伸びを上回るスピードで伸びていき、2025 年度には 15 兆円を超えると見込まれる一方、制度の支え手である現役世代は減少していくため、現役世代の負担がさらに膨らむことが懸念される。

このため、健保連としては、利用者・保険者の視点に立ち、介護保険の財政状況や今後の将来見通し、介護施設・事業者の経営状況、新型コロナの影響等も踏まえながら、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図るため、引き続きサービスの重点化・適正化に向けた意見表明を行う。

また、令和 3 年度介護報酬改定が、①感染症や災害への対応力強化②地域包括ケアシステムの推進③自立支援・重度化防止の推進④介護人材の確保・介護現場の革新⑤制度の安定性・持続可能性の確保——に資するものとなっているかの検証や、その結果を踏まえた見直しの必要性も主張していく。

3. 保健事業関連施策の推進

(1) データヘルス・共同保健事業の推進に向けた健保組合・都道府県連合会への支援

データヘルス・ポータルサイトに蓄積された業態・規模・都道府県別のデータを集約・分析のうえ、事業遂行上の課題等を抽出するとともに、コラボヘルスやポピュレーションアプローチ等基盤整備の有用性を健保組合へフィードバックし、保健事業の円滑運営を支援する。これらの情報は、都道府県連合会とも連携して健保組合の保健事業の基盤強化につなげる。あわせて、事業推進における財政的・人的課題解決に向け、効率的・効果的な共同保健事業が推進されるよう、共同事業事例集の活用などにより、健保組合・都道府県

連合会の事業を側面的に支援するほか、厚生労働省・経済産業省、スポーツ庁等関係機関の各種施策を踏まえ、健康経営やコラボヘルス遂行上の環境を整備していく。

また、第2期中間見直しにおいて浮き彫りとなった実務的な課題について、厚労省等関係機関と連携のうえ、データヘルス・ポータルサイトに支援ツールを機能追加するなど支援強化を図る。

(2) 健康づくり関連施策の共同・連携実施

- ① 健保組合・都道府県連合会が実施する疾病予防・健康教育等の健康開発共同事業の一層の推進を図るため、同事業助成金「保健事業推進枠」の活用により、複数の連合会による共同事業等、先進的・モデル的な事業の実施を促進する。また、財政状況がひっ迫している健保組合に対して、共同設置保健師等専門職を活用した保健事業支援の方策を組合運営サポート事業と連携のうえ、引き続き実施する。
- ② 国のすこやか生活習慣国民運動に連動した「健康強調月間」を健保組合・都道府県連合会とともに、10月に実施する。また、令和2年度に取りまとめた「社会貢献型インセンティブによる健康無関心層への効果検証」等の活用により、ポピュレーションアプローチの推進を支援する。
- ③ 保健事業推進上の基礎データに資する健診フォーマット・判定基準等の統一に向けて、国・健診等関係団体への働きかけを引き続き行っていくとともに、人間ドック契約事業や保養所等共同利用事業など、疾病予防等関連事業を継続実施する。
- ④ 各種の健康づくり関連施策について、厚生労働省・経済産業省・スポーツ庁等と横断的に連携し推進していく。健康日本21推進全国連絡協議会、次世代ヘルスケア産業協議会、スマートライフプロジェクト、Sport in Lifeプロジェクト、がん対策推進企業アクション等にも引き続き参画する。

(3) 保健師等専門職・健保組合役職員に対する研修会の開催および関連教材の提供

- ① 保健師等専門職や健保組合役職員を対象に、データヘルスや特定健診・特定保健指導など、実務面に着目した保健事業に関する各種研修会を開催する。なお、オンラインの活用により参加者数の拡大を図る。特に、保健師等専門職の研修事業については、職域保健における専門性がより求められていることから、eラーニングの導入、活用等により、スキルアップの向上を図る。
このほか、特定健診・保健指導の有意性を題材とした教材動画等を提供し、健保組合における加入者への意識啓発等を側面支援する。
- ② 共同設置保健師に対する支援については、各組合におけるデータヘルス計画への効果検証や保健指導の進め方などについて、情報交換・意見交換会を実施する。また、健保組合・事業所に所属する保健師等（保健師・看護師連絡協議会）の活動を側面から支援する。

4. 健保組合・健保連に関する情報の発信

(1) リーフレットなどの作成・提供

予算・決算組合会での活用を目的とした事業主向けリーフレットを作成、データ提供するほか、加入者に対して健康増進や医療費適正化の重要性、医療保険制度の仕組み、健保組合・健保連の主張などを周知する資料をデータ提供する。

(2) 機関紙誌の発行

「すこやか健保」、「健保ニュース」、「健康保険」の3機関紙誌の発行を継続し、健保組合・健保連に関する情報などを広く発信する。

(3) マスコミなどへの対応

健保組合・健保連の主張や健保組合の活動への理解促進を図るため、マスコミ各社の論説・解説委員、記者、有識者との意見交換を実施する。このほか、記者会見の開催や取材への対応、プレスリリースなどを通じ、健保組合に関する報道を多くのマスコミに取り上げてもらう活動を行う。

5. 調査研究事業、各種刊行物の発行等および基本統計調査の実施

(1) 医療制度改革等に対応した調査研究事業の実施

①制度改革等における諸課題に対応するため、医療保険制度、医療提供体制、診療報酬体系および健保組合のあり方（保険者機能、保健事業等）などについて、必要な調査研究事業を医療保障総合政策調査会において検討し、適時・適切に実施する。（令和3年度の調査研究事業は、▽医療保険制度の将来構想の検討のための調査研究Ⅰ（制度の変遷と将来構想の検討）▽医療保険制度の将来構想の検討のための調査研究Ⅱ（2040年を想定した財政シミュレーション）▽医療・医療保険制度に関する国民意識調査▽政策立案に資するレセプト分析に関する調査研究Ⅴ——を実施予定）。調査研究事業の成果は、健保連の政策に反映させるなど有効に活用するとともに、ホームページに掲載し、健保組合をはじめ広く一般国民、関係各方面に提供する。

②諸外国の医療保障制度に関する調査、国際社会保障協会ならびに諸外国の関係団体・研究者との交流、外国からの調査団等の受け入れ、わが国の医療保険制度や介護保険制度、健保組合を紹介する英文パンフレットの作成などの国際活動に取り組む。また、これらの活動を通じて得られた海外の社会保障、医療保障の動向に関する情報を調査研究に活用するほか、機関誌等を通じて健保組合等に提供する。

③「図表で見る医療保障」の編集・発行

各種の基本統計の分析と解説を通じて、医療・医療保険制度の現状や改革の動向等を紹介する健保組合の役職員、社会保険実務担当者向けの基礎テキストとして編集・発行する。昨年度までは編集は健保連が行い、発行・販売は外部出版社という形をとっていたが、今年度より編集・発行ともに健保連とする。また、利便性向上の観点から、書

籍刊行と PDF でのデータ提供を 1 年度ごとに交互に行う方向で検討している（令和 3 年度は書籍刊行の予定）。

④「健保連海外医療保障」の編集・発行

「健保連海外医療保障」は、医療・介護を中心に諸外国の社会保障制度の動向を紹介し、議員組合、関係団体等に配布する。年 2 回刊行。

⑤図書室に社会保障を中心とする書籍、統計資料等を整備し、内外の閲覧に供する。

(2) 健保組合に関する基本統計調査の実施

健保組合の現状を把握するために、健保組合が行政に報告する予算、決算、月報などの諸統計に加えて、健保組合の現勢、年齢階級別加入者数などの調査を適宜、実施し、その集計・分析結果を健保組合に提供する。

また、これらのデータを健保連の主張や政策立案等に活用する。

6. 交付金交付事業と円滑な組合事業運営の支援

(1) 交付金交付事業のあり方の検討

組合財政支援交付金については、令和元年度以降、大規模組合の解散問題を踏まえ、交付基準の『法定給付費等所要保険料率基準』は 97%超を 96%超に引き下げ、『保有資産基準』は法定準備金水準未滿を法定準備金水準の 1.5 倍未滿に引き上げる等の緩和を行うとともに、組合運営サポート事業を実施し、解散抑止や保険者機能・運営基盤の強化を図ってきた。

令和 3 年度については、新型コロナの影響による組合財政の悪化、2022 年危機の見通しを踏まえ、令和 3 年度については、元年度に緩和した現行の基準を維持して支援する。組合運営サポート事業については、第 1 期の最終年度として 2 年度のメニューを継続・拡充し対象組合の保険者機能・運営基盤の強化を図っていく。また、令和 4 年度以降の交付金については、新型コロナの影響や協会けんぽの動向、制度改正による健保組合の状況変化を踏まえながら対応を検討していくこととする。

事業配分については、交付見込額や積立金、高額医療交付金事業の見通しを踏まえ、28 年度から実施している配分変更（高額医療交付金 1.0%→1.1%、組合財政支援交付金 0.3%→0.2%）を令和 3 年度も継続することとした。

高額医療交付金については、令和 2 年度の交付金交付事業委員会で、令和 2 年度以降の交付率低下見通しを踏まえた高額医療交付金の対応について審議した結果を踏まえて、令和 3 年度は▽交付基準等は現行を維持する▽400 万円以下の交付率は、組合財政支援交付金の積立金から移管した 675 億円（平成 30 年度：400 億円、令和 2 年度：275 億円）の範囲内で設定する——こととする。

(2) 交付金交付事業の的確な運用

①高額医療給付に関する交付金

令和3年度事業対象レセプトは、令和元年度と同様に一般疾病の交付基準は120万円超、特定疾病の交付基準は40万円超とする。単年度の収入規模（千分の1.1相当）と積立金の範囲内での交付とし、交付率を乗じる。ただし、400万円超のレセプトは400万円を超える部分は交付率100%とする。

②組合財政支援交付金交付事業について

組合財政支援交付金については、令和2年度と同様に審査・ヒヤリングを実施し、事業運営努力や財政改善に向けた対応等を促進しながら、引き続き健保組合への財政支援を実施する。

交付基準については、▽当該年度4月1日現在の保険料率が当該年度協会けんぽ平均保険料率（100%）以上▽法定給付費等所要保険料率が96%超▽当該年度末の保有資産（準備金、別途積立金、繰越金等）が政令で定める準備金相当（保険給付費2か月相当＋高齢者納付金等1か月相当）の1.5倍未満（ただし、基準以上控除方式を導入）——により実施する。

(3) 円滑な組合事業運営に向けた支援

①各種研修会等の継続実施

新任常務理事、新任事務長に対しては、事業運営にあたっての心構えや基礎的な知識の習得を図ることはもちろんのこと、現行のカリキュラムにとらわれず、現状のニーズに合致したカリキュラムも導入するとともに、情報交換の場を提供し、横のつながりを強化する。

中堅職員については実務講座と演習による実践的な知識が習得できるように、新任職員については基礎講座により組合実務の基本的な知識が習得できるように、それぞれ支援する。

また、イントラネットとYouTube双方で利用可能な「内部研修用資料」のコンテンツを充実させることにより、効果的に組合役職員等のスキルアップ等を図っていく。

②健保組合実務等に関する相談への対応と情報提供等の支援

組合実務経験者（相談員）による実務支援体制を維持しながら、健保組合の運営や実務に関する照会・相談に対応し、組合実務に役立つ情報（制度改正の解説等）を、イントラネットを通じて提供する。

また、都道府県連合会等が開催する実務研修会等への講師派遣依頼に対しても可能な限り対応するほか、都道府県連合会との連携を図り、健保組合の設立相談等にも適切に対応していく。さらに、必要に応じて、適宜、説明会を実施していく。

③健保組合実務等に関する書籍等の作成と頒布

健康保険法に関する書籍や健保組合実務に役立つ書籍を作成、または改訂し頒布するとともに、付加サービスとしてイントラネットを活用したWebサービス（検索機能を実装した電子書籍のイメージ）を提供し、適宜改善を図ることにより、利便性の高い実務サ

ポートを推進していく。

7. ICT化に関する対応

政府の ICT 施策のもと、社会保険手続きの業務効率化に向けた電子申請やオンライン資格確認が開始されているが、健保組合においては、従来の業務フローを整理しつつ、対応していくことが求められている。健保組合における日常業務の円滑な実施に向けて、関係府省担当部門への課題等の提起・調整を行うとともに、イントラネット等を通じて健保組合に情報提供する。

事業主からの健保組合に対する電子申請については、令和2年11月から、資本金1億円超の法人等に①算定基礎届②報酬月額変更届③賞与支払届——の3つについて電子申請が義務化されており、健保組合における受理環境については、健保連が契約窓口となって環境整備を行っている。あわせて、健保連が健保組合からの問い合わせの一次窓口となって対応しているが、①の算定基礎届については3年度が初めての電子による申請となるため、健保組合における円滑な受理業務に向けてサポートしていく。

また、事業主が電子申請を行うためには、人事・給与システムの改修が前提となるため、厚生労働省に対しシステム事業者への働きかけを強く求めるとともに、健保連もシステム事業者の団体に対し働きかけを行っていく。

オンライン資格確認については、令和3年3月から運用が開始されるが、3年度においては10月から、審査支払機関における資格喪失後受診に係るレセプトの振替・分割が実施される。オンライン資格確認の保険者の最大のメリットとなるレセプトの振替・分割が確実に行われるよう、厚労省および支払基金に運用状況を確認していく。

さらに、政府においては、オンライン資格確認等システムの基盤を活用した施策を進めているため、健保組合への影響を十分に注視し、関係府省担当部門への課題等の提起・調整を行っていく。

なお、健保組合を対象とした研修会や説明会については、新型コロナの状況を見ながら、対面の講義、動画による配信を織り交ぜて情報を発信していく。

8. 組織強化の推進と効率的な事業運営

(1) 健康保険組合全国大会の開催

「2022年危機」や医療保険制度改革法成立後に積み残された課題への対応、さらに団塊の世代が全て後期高齢者となる「2025年」に向けた健保組合、健保連の主張・要求の実現を目指し、会員組合の団結を強めるとともに、健保組合関係者の総意を結集して主張・要求を強くアピールするための全国大会を開催する。

ただし、全国大会は全国から4000人規模の関係者が参集するため、新型コロナの感染状況を見極めて開催の可否を慎重に判断する。中止とした場合は別途、広報活動や渉外活

動と連携した改革実現活動や、健保組合の価値を高めるアピールの展開方法などを改めて検討する。

(2) 本部既存事業の見直しと事業運営の効率化

既存事業の見直しと一層の効率化に努める。特に会員組合のニーズが高い事業への重点化と、費用対効果を十分考慮した事業への見直しを行う。

(3) 健保連本部・支部の連携による組織活動の強化

健保連本部と支部の連携による組織活動を強化し、次の事項を中心に推進する。

①健保組合と健保連本部・支部との連帯強化に向けた対応

健保組合、健保連本部支部間のコミュニケーションをより深めるため、本部部・室長職の地区別担当制とマネージャー職による地区担当の補佐を一層活用し、迅速な情報の収集・提供のほか、各事業の方針や施策、内容の十分な説明にも努め、連帯の強化を図る。

②地域懇談会の開催

本部と各地域の会員組合・健保連支部間の「共通認識を深めるとともに、より緊密な意思疎通を図ること」を目的に、新型コロナの感染状況を見極めたうえで地域懇談会を開催（支部共催）する。

③都道府県連合会役職員会議の開催

都道府県連合会事務局長等会議を通じて意見や情報を交換し、本部と支部との意思疎通を綿密に図り、より強力かつ的確な組織活動につなげる。

また、情勢の変化に即応した活動を展開するため、必要に応じて都道府県連合会長会議も開催する。

なお、事務局長等会議、連合会長会議いずれも新型コロナの感染状況を見極めて開催の可否を判断する。

④要請活動の強化

本会の主張を実現するため、全国健康保険協会や経団連、日本商工会議所、連合など被用者保険関係団体との連携を含め、関係各方面に対する要請活動を強化する。

⑤組織体制の強化

都道府県連合会のあり方について、各地域の実情に応じた体制を具体的に検討するため、一部地域を対象としたパイロットスタディを実施し、その結果を踏まえ、将来的な都道府県連合会のあり方や役割・業務の整理、本部の支援・サポート体制などについて、一定の取りまとめを行う。

(4) 都道府県連合会助成金等による支部への支援強化

「設置助成金」により、都道府県連合会の円滑な運営、基本的業務の遂行を支援する。また、各地域の都道府県連合会間の連携強化を目的とする情報連絡体制の整備（会議開催）を助成する「情報連絡等推進助成金」、都道府県連合会が開催する予算編成事務講習会の運営経費を助成する「予算編成事務講習会助成金」による財政支援を引き続き実施す

る。

なお、助成金については、活用状況や見直し・増額の効果検証などを踏まえ、必要に応じてさらなる見直しを検討する。

(5) 情報セキュリティ管理体制の円滑な運営

引き続き、情報セキュリティポリシーに基づいた管理・運営を行い、あわせて外部による監査を実施する。また、万全な情報セキュリティが確保できるよう、監査での指摘事項等も踏まえて、適宜見直しを図っていく。

(6) クラウドサービス等を活用した健保連ネットワーク構築

BCP（事業継続計画）の一環として、健保連本部や主要連合会が被災した場合にあっては、会員組合サービスの早期再開を目的に、令和2年度の「最低限必要なデータ」に続き、「イントラネットサーバ」について、クラウド化を実施し、健保連ネットワークを構築する。

なお、イントラネットについては、Microsoft社のInternet Explorerのサポート終了やブラウザソフトのシェアの変遷に対応すべく推奨ブラウザを変更する。具体的にはMicrosoft EdgeおよびGoogle Chromeを推奨ブラウザとし、システム改修を実施する。

(7) 本部職員の資質向上と人材の育成

会員組合からの付託に応えるため、職員の資質、コンプライアンスやモラルの向上を目的とした研修を実施し、必要となる人材の育成を図る。

(8) 監事による監査の指摘事項への確実な対応

引き続き監査の指摘事項への迅速かつ着実な対応を図る。

(9) 健保連本部施設に関する対応

本部施設について、地価の動向等を踏まえ、再構築も含めたあり方等について検討を行う。

(10) その他

コロナ禍にあっても健保組合の社会的役割・存在価値の向上を図り、会員組織の強化につながるよう職域の強みを活かせる取り組みについて検討する。